

## 6 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設

# 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その事業年度において取得価額(※1)の35%の特別償却ができることとされました(措法44の6①)(※2、3)。

再資源化事業等高度化設備とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置又は器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する一定の設備(※4)で、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいいます(措令28の8の2①②)。

- 1 機械装置 2,000万円
- 2 器具備品 200万円

## [再資源化事業等高度化設備の特別償却のイメージ図]



※1 再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円が限度となります(措法44の6①)。

※2 再資源化事業等高度化法の施行の日から適用されます(改正法附則1十六)。なお、再資源化事業等高度化法は公布の日以後1年6月以内の政令で定める日から施行されますが(再資源化事業等高度化法附則1)、施行期日を定める政令は令和7年5月29日現在において公布されていません。

※3 本制度の適用を受けるためには、再資源化事業等高度化設備の償却限度額の計算に関する明細書及び本制度の適用を受ける機械等が再資源化事業等高度化設備に該当することを証する一定の書類(今後財務省令において定められる予定です。)を確定申告書等に添付する必要があります(措法44の6②、措令28の8の2③)。

※4 今後環境大臣が財務大臣と協議して指定することとされています(措令28の8の2①)。